府　令

○内閣府令第六十三号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百六十一条の二第一項の規定に基づき、金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年九月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　岡田　克也

金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（昭和二十八年大蔵省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（保証金の引出し等）

第七条　金融商品取引業者は、顧客から信用取引に係る保証金として預託を受けた金銭又は有価証券については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額に対応する範囲内において、これを引き出させることができる。

一　当該顧客の信用取引（当該信用取引に係る保証金の預託を受けたものに限る。次項第一号イ及び第二号イ並びに第三項第一号において同じ。）に係る受入保証金の総額

二　前号の信用取引に係る一切の有価証券（反対売買を行つたもの及び反対売買以外の方法による決済に必要な金銭又は有価証券の交付を受けたものを除く。次項第一号ロ及び第二号ロ、第三項第二号並びに第四項において同じ。）の約定価額に百分の三十を乗じた額（その額が三十万円に満たないとき（零であるときを除く。）は、三十万円）

2　前項の規定によるもののほか、金融商品取引業者は、顧客から信用取引に係る保証金として預託を受けた金銭又は有価証券については、次に掲げる場合に限り、これを引き出させることができる。

一　未決済勘定の一部の決済をする場合（イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額に対応する範囲内において引き出させる場合に限る。）

イ　当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額

ロ　イの信用取引に係る一切の有価証券（当該決済をする未決済勘定に係るものを除く。）の約定価額に百分の三十を乗じた額（その額が三十万円に満たないときは、三十万円）

二　未決済勘定の一部の決済（反対売買による決済を除く。）をする場合において、当該決済をする未決済勘定に係る信用取引により買い付けた有価証券又は売り付けた有価証券の売付代金に相当する金銭の全部を信用取引に係る保証金として預託させることを条件とするとき（その預託後においてイに掲げる額がロに掲げる額以上となる場合に限る。）。

イ　当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額

ロ　イの信用取引に係る一切の有価証券の約定価額に百分の三十を乗じた額（その額が三十万円に満たないときは、三十万円）

三　未決済勘定の全部の決済をする場合

四　当該金銭又は有価証券の全部又は一部について、その差換えをする場合

3　金融商品取引業者は、その顧客のために新たな信用取引を行つたときは、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を控除した額に対応する範囲内において、当該顧客から信用取引に係る保証金として預託を受けた金銭又は有価証券を第四条の規定により当該新たな信用取引に係る保証金として預託を受けるべき金銭の額に充当することができる。

一　当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額

二　前号の信用取引に係る一切の有価証券の約定価額に百分の三十を乗じた額

三　当該預託を受けるべき金銭の額と前号に掲げる額との合計額が三十万円に満たないときは、当該合計額と三十万円との差額に相当する額

4　第一項第二号、第二項第一号ロ及び第二号ロ、前項第二号並びに次条第三項の約定価額は、信用取引に係る一切の有価証券のうち権利落ち後の有価証券があり、権利の価額を当該有価証券の売付代金又は買付代金から控除することにより未決済勘定の決済を行う場合（第一項第二号、第二項第一号ロ及び第二号ロ並びに前項第二号の約定価額（当該権利落ちに伴い顧客が有価証券を引き受ける場合において、権利の価額に相当する金銭の交付を受けていないときを除く。）並びに同条第三項の約定価額は、顧客が金融商品取引業者と当該決済を行うことを約している場合を含む。）には、権利の価額を控除した価額とする。

5　金融商品取引業者は、顧客から発行日取引に係る保証金として預託を受けた金銭又は有価証券については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額に対応する範囲内において、これを引き出させることができる。

一　当該顧客の発行日取引（当該発行日取引に係る保証金の預託を受けたものに限る。次項第一号イ及び第二号イ並びに第七項第一号において同じ。）に係る受入保証金の総額

二　前号の発行日取引に係る一切の有価証券（対当売買及び当該対当売買に対当する売買に係るもの並びに受渡しを終了したものを除く。次項第一号ロ及び第二号ロ並びに第七項第二号において同じ。）の約定価額に百分の三十を乗じた額

6　前項の規定によるもののほか、金融商品取引業者は、顧客から発行日取引に係る保証金として預託を受けた金銭又は有価証券については、次に掲げる場合に限り、これを引き出させることができる。

一　発行日取引に係る有価証券の一部の受渡しをする場合（イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額に対応する範囲内において引き出させる場合に限る。）

イ　当該顧客の発行日取引に係る受入保証金の総額

ロ　イの発行日取引に係る一切の有価証券（当該受渡しをする発行日取引に係るものを除く。）の約定価額に百分の三十を乗じた額

二　発行日取引に係る有価証券の一部の受渡しをする場合において、当該受渡しをする発行日取引により買い付けた有価証券又は売り付けた有価証券の売付代金に相当する金銭の全部を発行日取引に係る保証金として預託させることを条件とするとき（その預託後においてイに掲げる額がロに掲げる額以上となる場合に限る。）。

イ　当該顧客の発行日取引に係る受入保証金の総額

ロ　イの発行日取引に係る一切の有価証券の約定価額に百分の三十を乗じた額

三　発行日取引に係る有価証券の全部の受渡しをする場合

四　当該金銭又は有価証券の全部又は一部について、その差換えをする場合

7　金融商品取引業者は、その顧客のために新たな発行日取引を行つたときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額に対応する範囲内において、当該顧客から発行日取引に係る保証金として預託を受けた金銭又は有価証券を第四条の規定により当該新たな発行日取引に係る保証金として預託を受けるべき金銭の額に充当することができる。

一　当該顧客の発行日取引に係る受入保証金の総額

二　前号の発行日取引に係る一切の有価証券の約定価額に百分の三十を乗じた額

第八条第一項中「前条第一項第一号から第四号まで及び第六号」を「前条第一項第一号、第二項第一号イ及び第二号イ並びに第三項第一号」に、「同項第七号から第九号まで」を「同条第五項第一号、第六項第一号イ及び第二号イ並びに第七項第一号」に改め、同項ただし書中「同項第三号又は第八号」を「同条第二項第一号イ又は第六項第一号イ」に、「決済する」を「決済をする」に改め、同項第一号中「前条第一項第六号」を「信用取引により売り付けた有価証券が権利落ちしたことに伴い顧客が負担することとなつた額を支払わせる場合において、前条第一項第一号」に、「場合は、売り付けた有価証券が権利落ちしたことに伴い顧客が」を「ときは、当該」に改め、同条に次の二項を加える。

4　反対売買による利益額が生じた場合において、当該利益額に相当する金銭を当該反対売買による未決済勘定の決済の時に顧客から信用取引に係る保証金として預託を受けることとしているときは、第三条第二号並びに前条第一項第一号、第二項第一号イ及び第二号イ並びに第三項第一号に規定する受入保証金の総額については、当該利益額に相当する額を加えて計算することができる。

5　前項の規定により同項の利益額に相当する額を加えて前条第三項第一号に規定する受入保証金の総額を計算する場合においては、当該利益額に相当する金銭を顧客から信用取引に係る保証金として預託を受けた金銭とみなして、同項の規定を適用する。

附　則

この府令は、平成二十五年一月一日から施行する。